



COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME
EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS

オディエーブル対フランス事件

(事件番号 42326/98)

判決

ストラスブール

2003年2月13日

甲第55号証

オディエーブル対フランス事件において

欧州人権裁判所は、以下の裁判官で構成される大法廷として機能している。

Mr L. WILDHABER, *President*,
 Mr C.L. ROZAKIS,
 Mr J.-P. COSTA,
 Mr G. RESS,
 Sir Nicolas BRATZA,
 Mr G. BONELLO,
 Mr L. LOUCAIDES,
 Mr P. KÜRIS,
 Mr I. CABRAL BARRETO,
 Mrs F. TULKENS,
 Mr K. JUNGWIERT,
 Mr M. PELLONPÄÄ,
 Mrs H.S. GREVE,
 Mrs S. BOTOUCHAROVA,
 Mr M. UGREKHELIDZE,
 Mr S. PAVLOVSKI,
 Mr L. GARLICKI,

および、Mr P.J. MAHONEY, *Registrar*,

2002年10月9日および2003年1月15日に非公開で審議された。
 前記の日には採択された次の判決を下す。

手続き

1. この事件は、1998年3月12日、フランス人の Pascale Odièvre さ
 ん（以下「申請者」）が、人権および基本的自由の保護に関する条
 約（以下「条約」）の旧第25条に基づき欧州人権委員会に提出した
 フランス共和国に対する申請（42326/98号）に端を発する。
2. 法律扶助を受けていた申請者は、バリ弁護士会のメンバーであ
 る D. Mendelsohn 氏が弁護した。フランス政府（以下「政府」）は、
 外務省法務局長の R. アブラハム氏が代理人として出席した。
3. 申請人は、自分の出生が秘密にされ、その結果、自分の出自を
 知ることができなくなったことは、条約第8条によって保障された
 権利の侵害であり、第14条に反する差別であると主張した。
4. この申請は、条約の第11議定書が発効した1998年11月1日に
 裁判所に送信された（第11議定書第5条§2）。
5. この申請は、裁判所の第3部に割り当てられた（裁判所規則第
 52条第1項）。2001年10月16日、許容性とメリットに関する審理

（規則54条4項）の後、以下の裁判官で構成される同部会の会議室
 により、本申請は許容されると宣言された。L. Loucaides 氏（議長）、
 J.-P. Costa 氏、P. Küji 氏（議長）。Costa, P. Küris, F. Tulkens, K.
 Jungwiert, H.S. Greve, M. Ugrekheidze、および登録官の S. Dollé で
 構成される。2002年6月24日、本会議所は大法廷のために管轄権を
 放棄し、両当事者ともこの放棄に異議を唱えなかった（条約第30条
 および規則第72条）。

6. 大法廷の構成は、条約第27条第2項及び第3項並びに規則第
 24条の規定に従って決定されました。

7. 申請人と政府はそれぞれ、本案に関する意見書を提出した。

8. 2002年10月9日、ストラスブールの人権ビルで公聴会が公開
 で行われた（規則59条3項）。

そこには、裁判所の前に現れた。

(a) 政府

Mr F. ALABRUNE, Assistant Director of Legal Affairs,
 Ministry of Foreign Affairs, *Agent*,
 Ms L. DELAYE, *magistrat on secondment*
 to the Human Rights Division,
 Legal Affairs Department, Ministry of Foreign Affairs,
 Department of European and International Affairs,
 Head of the Institutional, Legal and Contentious
 Issues Office,
 Ms C. BRIAND, senior administrative attaché,
 Social Action Department,
 Ministry of Employment and Solidarity,
 Ms M.-C. LEBOURSCOT, Secretary-General,
 National Council for Access to Information
 about Personal Origins *Counsel*;

(b) 申請人

Mr D. MENDELSON, member of the Paris Bar, *Counsel*,
 Ms O. ROY, Reader at the University of Paris X,
 申請者も法廷に出席した。 *Adviser*.

裁判所は、Mendelsohn 氏、Alabrune 氏、Roy 氏による講演と、裁
 判官の質問に対する回答を聞いた。

事実関係について

I. 事件の状況

9. 申請者は、パリに住むフランス人です。
10. 彼女は1965年3月23日、パリ第14行政区で生まれました。母親は出生の秘密を守るよう求め、保健社会保障局で以下の手紙に署名した後、彼女を遺棄する書類に記入した。

「私は、我が子ベルテ・パスカールを捨てます。私は、1ヶ月後に我が子の放棄が不可逆的なものとなり、当局が彼女を養子にする権利を有することを知らされたことを証明する。

提供された支援は辞退します。

この出生を秘密にすることを要求します。

私は、断捨離に関する情報を定めた用紙を受領したことを証明します。

パリ、24.5.[削除しました] Berthe”

11. 申請者は、保健社会サービス局 (*Direction de l'action sanitaire et sociale* - "DASS") の児童福祉サービスに預けられ、1965年7月1日に番号280326で登録された。280326号でセーヌ県の保護下にあると登録された。その後、1969年1月10日にオディエーブル夫妻 (現在の名前) のために完全養子縁組が決定された。養子縁組を命じたパリ高等法院の判決文は次の通りである。

「...交付される判決の効力規定は、所定の方法と時期で...パリ第14行政区の役場にある出生、死亡および婚姻の登録簿に記載されるものとする。

この記入は、子どもの出生証明書となる。

出生証明書の原本及び第58条の規定により作成された出生証明書には、検察官の意向により、「養子縁組」の文字を裏書きし、これを無効とする。”

12. 1990年12月、申請者は、セーヌ県児童福祉局の元保護者としての自分のファイルを参照し、彼女の自然な家族に関する非特定情報を得ることに成功した。

"サン・ヴァンサン・ド・ポール病院・ナーシングホーム"に入院した子どもの情報の記録提供機密事項

入院日[削除日]です。

入所理由の詳細説明 (子どもが捨てられた、または捨てられる可能性がある場合、当局が最良の場所を見つけてことができるように、母親、可能であれば父親の身体的外観、精神的展望、健康、社会的背景、職業などに関する情報を十分に提供すること)。

断捨離です。両親は7年前から同様にいる。生後21ヶ月の長男と、母親が育児放棄し、私たちに預けているパスカルである。この夫婦は、2年前からある女性の家に預けられていたが、彼女は今、立ち退きの危機に直面している。父親はスペイン国籍で、塗装工や装飾工として働いている。彼の月給は約1,200 [フランス] フランである。彼は結婚しており、嫡出娘もいるが、母親が育てている。Pascaleの母親によると、彼女のパートナーはPascaleとの関わりを拒否し、この新しい負担を負うことはできないと言う。彼女 (ベルテさん) には自分の意志がなく、パートナーの意向に従うことに満足しているようです。愛想を尽かされたくないからと、クリニックにいる娘には会っていない。今日も娘に会えず、別れを無関心に迎えている。ベルテさんは仕事もせず、息子と女主人の子どもの面倒を見ている。

出産の秘密は守られるよう要請されています。

母親の説明身長1.63m、スリム、規則正しい顔立ち、澄んだ肌、化粧の濃い茶色の目、太くて長い茶髪、健康状態は良好、アンビバレントな態度、知性は非常に低い。

父親の説明: 平均的な身長、金髪、茶色の目、健康状態良好、酒気帯び。

パスカルは1年3カ月半の早産で、体重は1,770グラムでした。現在、体重は3,100gです。現在、体重は3,100グラムです。...の保育器室での滞在は問題ありませんでした。彼女は現在、成人に達しており、神経学的、器質的な異常はない。保育科に提出された診断書に記載された情報。

255月...出生証明書の発行依頼

146月...証明書添付

186月...カテゴリーA登録のご提案”

13. 1998年1月27日、申請者はパリ高等法院に「出生に関する情報の公開と、出生証明書、死亡証明書、結婚証明書、市民権に関する書類、長形出生証明書の全コピーの取得許可」を求める命令を申請した。彼女は、実の両親には1963年に息子が生まれ、1965年以降に2人の息子が生まれたことを知ったこと、DASSは彼女の兄弟の市民権に関する情報を開示することは機密保持に反するとして拒否したこと、兄弟の存在を知った今、彼女は自分の出生に関する情報の開示を求める権利があると裁判所に説明しました。

14. 1998年2月2日、裁判所の登録官は、次のような説明の手紙を添えて、申請者の弁護士に事件簿を返した。

"第一部副郎長の B 女史があなたのファイイルを調べた結果、申請者は行政裁判所に申請して、可能であれば当局に情報開示を求める命令を得ることを検討すべきであると思われませんが、そのような命令はいずれにしても 1993 年 1 月 8 日の法律に反しています。"

II. 関連する国内法および慣行

A. フランスにおける匿名出産制度の簡単な歴史的背景とその変遷について

15. *mater semper certa est* のルールは、フランスの法律では受け入れられていない。フランスには、新生児を一定の手順で遺棄することとができる古くからの伝統がある。この慣習は、聖ビンセント・ド・ポールの時代にまで遡ることができ、彼は、慈善施設の壁に収納された回転式ベビーベッドの一種である「ツアー」の使用を紹介しました。母親が子どもをベビーベッドに寝かせ、ベルを鳴らす。その合図で、壁の向こう側にいる誰かがツアーを回転させ、幼児を回収する。1638 年、聖ビンセント・ド・ポールが「拾われ子ホーム (Euvre des Enfants trouvés)」を設立した目的は、嬰兒殺しや中絶、赤ん坊が晒されるのを防ぐことだった。

革命は、匿名で子どもを捨てることを希望する妊婦に医療を提供する改革を導入した。1793 年、条約は次のような規定を可決した。

"国家は、母親の労働にかかる費用をすべて負担し、その滞在中に必要なものをすべて提供するものとし、それは母親が監禁から完全に回復するまで継続する。彼女に関するすべての情報は、極秘に扱われるものとする。"

1904 年 6 月 27 日の法律により、「オーブノンオフィス」(*bureau ouvert*) 制度が導入され、ツアー中の遺棄制度は廃止された (オフィスは昼夜を問わず開いており、母親は身分を明かすことなく、そこに子どもをこっそり預けることができ、同時に、子どもを捨てた場合の影響についての情報を与え、援助を受けることができた)。匿名の出産を支援する伝統から、ヴィジエ政府は 1941 年 9 月 2 日、出生の保護に関する立法令を採択した。この法令では、母親が匿名で出産し、その前 1 カ月と後 1 カ月は、病状に応じた医療を提供できる公立病院で無料の医療を受けることができた。この規定は、1953 年 11 月 29 日と 1959 年 1 月 7 日の政令によって廃止され、その後再び導入されたが、1986 年に改正され、最初は家族・福祉法の第 47 条、その後現在の社会活動・家族法の第 222-6 条となりました。

"公的機関または認可された私的機関に入所する際、身元を秘密にするよう要請した女性の宿泊および監禁の費用は、その機関の本部が所在するデパートメントの児童福祉局が負担するものとする。"

第 1 項の女性性は、本人の希望または同意により、児童福祉事業団から心理的支援および実践的助言を受けけるものとする。

第 1 号は、本人確認の手段を必要とせず、また照会を行うことなく適用されるものとする。

民法第 55 条等に定める期間内に発行された出生証明書に子の父または母の氏名が記録されている場合、本サービスから宿泊および監禁の費用を負担してもらう法的資格はないものとし、ます。"

匿名出産制度は、1993 年 1 月 8 日の法律第 93-22 号「民事上の地位、家族及び子の権利に関する民法の改正並びに家庭裁判官の設置」に具体化され、秘密裏に子を捨てることに関する新しい規定を導入しました。民法第 341 条および第 341 条第 1 項により、母性確立のための手続きに禁反言の抗弁が認められるため、秘密裏に出産することを選択したことが、初めて親子関係の決定に影響を及ぼしたのである。

"母性"を立証する訴えは、第 341 条第 1 項の適用を受けて提起することができ、訴えを提起する子は、自己が被疑母が出産した子であることを証明することを要求されるものとする。この場合、強い推定または状況証拠によるのみ証明することができ、る。"

出産に際して、母親は入院や身分を秘密にすることを要求することができる。

一般に「身元不明者による出産」(*accouchement sous X*) と呼ばれ、親族関係では前述の民法 341 条および 341 条 1 項に関連する匿名および秘密の出生の手続きを定めた社会活動および家族法典 L.222-6 のほか、別の規定によって子どもの出自に関する情報を秘密にすることもできる。子どもが 1 歳未満であることを条件として、その両親は、子どもを児童福祉局に委託し、その身元を秘密にするよう要求することができ、(旧家族福祉法第 62 条の 4、後に社会活動及び家族法第 224 条の 5 (4) 条となる)。民事身分証明書に記載された親子関係は無効となり、代わりに仮の民事身分証明書と呼ばれる架空の出生証明書が発行されます。

16. 1993 年の法律の採択以来、いくつかの公式報告書では、匿名出産の制度改革が望ましいとされている。

1990 年には、コンセイユ・デダグが「子どもの地位と保護」と題する報告書を発表し、「家族の起源をたどる協議会」という仲介機関を設置し、関係者の同意があれば、情報の伝達と関係者間の接触を

可能にすることを提案した。このように、コンセイユ・デタは、子どもの出自に関する秘密情報が開示される前に、事前の同意が必要であることを強調した。また、親を探すことの難しさについても言及した（「この作業は、行政当局が現在、出自の秘密に関してもさまざまな慣行に従っているという事実によって、いっそう困難になっている。このような状況では、親族を追跡する方法は確立されない。しかし、実際には一定の情報が収集され、保存されており、理論的には利用することが可能であることがわかります。しかし、それは、信頼できる秘密情報を収集し保存するための統一された、明確で簡単な手順があらがじめ確立されている場合のみ使用可能となる」）、また、職業上の秘密保持義務は、トレースの重大な障害となることを確認した。そのため、家族の出自を明らかにするために適切と考えられる場合には、専門家が守秘義務を無視することを可能にする妥協案を提示したのである。つまり、コンセイユ・デタが提案したのは、両親の意思を確認し、当事者の心理的な和解を促進する責任を負う特別な組織の仲介により、子どもたちが自分の祖先の身元に関する情報にアクセスする限定的な権利を与えるべきだということであった。

1995年、マテイの報告書「ここからの子ども、他の場所からの子どもも国境なき養子縁組」は、秘密出産制度の維持を提案したが、個人を特定できない情報を収集することは可能かもしれないと提案した。

1998年5月12日に公開されたローラン・フアビウス主宰の国会調査委員会の報告書「子どもの権利、未知の領域」は、このような観点から匿名出産制度の改革を提言している。

"子どもの生物学的親族に関する情報は公的機関に保管されることが想定される。秘密情報は、母親と子どもの共同申請により、子どもの未成年の間は開示することができ、このような申請を行う権利は、子どもの能力に関する条件や最低年齢を条件とすることができる。この権利は、法定代理人ではなく、子ども本人によってのみ行使される。子どもが18歳に達した後は、母親への報告を条件として、子どもの要求により情報は自動的に機密扱いを解除される。いずれにせよ、秘密情報の開示は、子どもがすでに享受していた親としての絆に何ら影響を与えることはないだろう。…"

この種の制度は、当初は匿名出産や秘密の場合に設けられ、その後、立法府が適切と判断すれば、医療補助による子作りによる出産にも拡大することができるとしている。

1998年5月14日に法務大臣と雇用・連帯大臣に提出されたイレレーヌ・テリーの報告書「今日のカップル、親子関係・家族と私生活の変化が法にもたらす課題」は、次のような提案をしています。

"匿名出産が、父方と母方の両方の親権を子どもから奪うという極めて深刻な結果をもたらすことに鑑み、私たちは民法第341条第1項の廃止を提案します。子どもを自発的かつ責任を持って養子に出すことが、子どもにとつてよりパランスのとれた、より痛みの少ない道であると思われ。"

1999年9月14日に法務大臣に提出された Françoise Dekenwer-Défossiez 教授の報告書「家族法の近代化：現代の現実と願望に適合した法律のための提案」は、秘密の正当性に関する活発な議論の履歴を提供するものである。匿名出産制度を維持し、家族福祉法第62条の4を廃止し、例えば、母親が希望した場合、母親の身元を秘密にすることを負い、仲介役も務める機関の設立や紹介者の任命によって、母親が「目立たないように」 出産する権利を可逆的に実施することを奨励している。

B. 2002年1月22日付法律第2002-93号「養子および国の養護を受ける者がその出自に関する情報入手すること」。

17. この法律は、上記の改革プロセスの最終段階である。この法律は、匿名で出産する権利を問題視するものではなく、母親と子どもの明示的な同意を得ることを条件に、身元を開示するための取り決めを行うことを認めるものである。しかし、社会活動および家族法典のL.224-5条に基づき両親の秘密保持要求の権利は廃止されている。この法律の主な規定は以下の通りである。

第1節

"社会貢献・家族法"第1巻の第4部に、次のような文言の第7章を追加する。

個人の出自に関する情報にアクセスするための全国協議会

第L.147-1条 社会問題担当大臣の後援の下に設立された全国協議会は、データベースおよび海外の当局と連絡を取りながら、本章に定める条件に従って個人の出自に関する情報へのアクセスを促進する責任を負うものとする。

第147条の5に規定する情報の収集、伝達及び保存のための手続並びに出自をたどることを希望する者、その探索に關係する実親及び養子縁組家族の立会い及び援助のための取決め並びに第122条の6の規定の恩恵を受けようとする女性の立会い及び援助のための取決めについてデータベース、海外当局及び承認養子縁組機関に対し通知するものとする。…"

この審議会は、国家法務局の司法委員、行政裁判所の委員、閣僚大臣の代表、デパートメント当局の代表、女性の権利協会の代表3名、養子縁組家族の協会の代表1名、国の管理下にある児童の協会の代表1名、出自を知る権利を求める運動を行う協会の代表1名、医療、救急医療又は福祉の分野で得た専門的経験及び技能により委員として特にふさわしい公人2名をもって構成するものとする。

第 L.147-2 条 「個人の出自に関する情報へのアクセスに関する全国協議会は、これを受けるものとする。

- (1) 子どもの出自に関する情報提供の依頼を受けること。
 - 子どもが成年に達した場合、子ども自身。
 - 子どもが未成年の場合は、子どもの法定代理人、またはその同意を得て、子どもも自身。
 - 子どもが成年に達しているが保護者がいる場合は、その保護者。
 - 子どもが死亡している場合は、その子どもの直系成人子孫。

(2) 実母による身元の開示を許可する宣言、又は場合により実父による身元の開示を許可する宣言を行う。

- (3) 子孫、子孫、兄弟姉妹の身分証明書。
- (4) 実父または実母から、子どもがその追跡を求めたか否かを知らされることを要求されること。

第 L.147-3 条 自己の出自に関する情報の閲覧の請求は、個人の出自に関する情報の閲覧のための全国協議会又はデパートメントに関する協議会の会長に対して書面で行うものとし、当該請求は、同様の方法いつでも撤回することができる。

守秘義務を放棄する旨の明示的な宣言をする実父または実母、および自己の出自を宣言する実父または実母の舅・順、陸順または兄弟姉妹は、その者が自己の出自に関する情報へのアクセスを要求しない限り、当該宣言が当該者に伝達されないことを知らされるものとする。

第 L.147-4 条 協議会は、第 L.147-2 条に従って受領したすべての要請および申告の写しをデパートメントの協議会会長に伝達するものとする。

第 L.147-5 条 協議会に対してなされた要請に対処できるようにするため、協議会は、その身元に関する証拠の写しを収集するものとする。

- (1) 身元及び出産のために医療機関に入院した事実を秘密にすることを希望した女性、及び該当する場合には、その女性がその時点で子の父として指名した者。

- (2) 自分の子どもが国の養護施設に引き取られたとき、または承認された養子縁組機関に養子として引き渡されたときに、自分の身元を秘密にするよう要求した人または人。

- (3) 出生証明書が発行時に出生・死亡・婚姻登録機関に氏名が開示されていない子どもの両親。

保健機関、デパートメントサービスおよび承認養子縁組機関は、前号に掲げる者の身元に関する証拠の写し、および実母または実父の健康、子の出自、子が児童福祉事業または承認養子縁組機関に置かれた理由および状況に関する当該身元に関する秘密を侵害しないあらゆる情報を、要請に応じて全国協議会に提供するものとする。

協議会に寄せられた要請を処理できるようにするため、協議会は、最初に受け取った情報に加えて、中央養子縁組機関、国際養子縁組ミッションまたは承認養子縁組機関から、子どもの出身国の当局から得ることができ、情報をも収集するものとする。

第 L.147 条の 6-要請が有効であることを確認した後、協議会は、第 L.147 条の 2 (1) において、実母の身元を伝達する。

- 母親の身元に関する守秘義務を放棄する明示的な宣言をすでに所有している場合。
- 母親の意思を確認し、母親が自分の身元を秘密にすることを明示的に表明していない場合。
- その構成員の 1 人またはその指名する者が、母親の私生活を妨げることなく、母親の明示的な同意を得ることができた場合。
- 母親が死亡した場合、子どもの出自に関する情報へのアクセス要求の後、母親が反対の意思を表明していないことを条件とする。この場合、協議会のメンバーの 1 人または協議会が任命した者は、母親の家族に助言し、援助を提供するものとする。

実母が、その身元を開示することに明示的に同意した場合又はその死後にその身元を開示することを拒否することなく死亡した場合には、協議会は、その個人の出自に関する情報へのアクセスを請求した子に対して、第 1472 条-(3)に掲げる者の身元を開示する。

[[[実父については同様の規定が続く)。

協議会は、第 L.147-2 (1) に掲げる者に対し、実父又は実母の身元を明らかにする情報を除き、保健機関、デパートメントサービス及び第 L.147-5 第 5 号に掲げる機関から得た情報又は実父若しくは実母から得た情報を、その私生活に干渉することなく、協議会の委員又はその任命する者によって提供するものとする。

第 147 条の 7-人が自己の出自に関する情報を入力することは、その人の市民的地位および親族関係に影響を及ぼさないものとする。また、何人に対しても、有利な権利を生じさせたり、義務を課したりしないものとする。

第 147 条の 8-検察官は、民法第 354 条の規定により出生証明書の原本が無効とされた場合、請求により、国民議会に出生証明書に記載された情報を提供しなければならない。

”

第 2 節

”1. 社会活動および家族法典 L.222-6 条の冒頭に、以下の小項目を挿入するものとする。

出産時に、医療機関に対し、入院の事実と身元を秘密にするよう求める女性は、その要求の法的影響と、自分の出自と歴史を知ることの重要性について知らされるものとする。したがって、彼女は、同意する場合には、自分及び父親の健康状態、子ども及び出産の状況に関する情報並びに封をした封筒に入れた自分の身元を渡すよう招請されるものとする。彼女は、いつでも自分の身元に関する秘密を放棄することができること、及びそれ以外の場合には、第 147 条の 6 に規定する状況においてのみ自分の身元を開示することができることを知らされるものとする。彼女はまた、いつでも封印された封筒に自分の身元を記載し、又は出生時に与えられた情報に追加することができることを知らされるものとする。封筒の外側には、子の姓及び該当する場合には、それが母親から与えられたものである旨の注釈並びに子の性別並びに出生の年月日、場所及び時刻を記載しなければならぬ。これらの手続は、第 L.223-7 条に規定する者が行うものとし、その者の氏名は、医療機関の所長が通知するものとする。不履行の場合は、院長がその手続きに責任を持つものとする。”

第 3 節

II. 同法第 L.223-7 条を次のように改める。

第 223 の 7 条-第 222 の 6 条の適用のために、各デパートメントにおいて、デパートメントの協議会の会長は、個人の出自に関する情報のアクセスに関する全国協議会との連絡、女性が受ける権利を有する心理カウンセリング及び美的的助言の提供のための遅滞ない手配、出生時に第 1 条第 1 号にいう封書を受け取ることについての責任を負う職員から少なくとも 2 名を任命するものとする。第 222 条の 6 に規定する封書を受け取り、第 224 条の 5 に規定する情報を母親に提供し、実父及び実母の健康状態、子の出自並びに子が児童福祉事業又は承認養子縁組機関に預けられた理由及び状況に関する情報を収集する。また、児童に心理カウンセリングが提供されるよう手配することを確保しなければならない。

これらの職員は、その職務を遂行できるように、初期研修プログラムおよび再研修コースに参加するものとする。研修は、政令で定める取り決めに従い、定期的なバックアップを提供する個人起源情報アクセス全国協議会により組織されるものとする。”

C. その他の関連規定

18. 民法典

第三百五十四条

”確定した日から 15 日以内に、検察官の請求により、養子が生まれた地方にある出生、死亡及び婚姻の登録簿に完全養子縁組命令を記載する。

記載事項には、出生の年月日、時刻及び場所、養子縁組命令に定められた子の性別及び姓、並びに子を養子とする者又はその者の姓、名、出生の年月日及び場所、職業及び自宅の住所を記載するものとする。この項目には、子の本当の親族に関する詳細は記載されないものとする。

記入内容は、養子の出生証明書の代わりとなるものである。

出生証明書の原本及び場合により第 58 条の規定により交付された出生証明書は、検察官の要請により、「養子縁組」の文字を裏書きし、無効とみなす。

第 356 条

"養子縁組は、養子がその血族の一員でなくなるため、その本来の血族に代わる血族を子に与えるものとする..."

D. 比較法

19. イタリアとルクセンブルグは、生まれたばかりの子どもを登録したり、登録する際に自分の身元を明記したりする法的義務を自然親に課していない唯一の国であり、ヨーロッパの国内法において母親が匿名で出産する権利を持つことは比較的まれである。逆に、多くの国が、子どもが自動的につながる母親だけでなく、父親の名前も提供することを義務付けている。該当する国は、ノルウェー、オランダ、ベルギー、ドイツ、スペイン（出生、死亡、結婚の登録簿に「母親不明」と記載することを母親に認めた市民権法第 47 条が 1999 年の最高裁判所の判決で違憲とされた）、デンマーク、イギリス、ポルトガル、スロベニア、スイスです。

現在、ある国では、匿名で出産する権利とまではないかなくとも、少なくとも「目立たないように」出産する権利を認めようという流れになっていきます。この例として、ベルギーでは、フランスで匿名で出産するために国境を越える女性の数が多いことから、議論が始まっているのである。1つ目は、両親のいない子どもがこの世に誕生することは容認できないとするもので、そのために、両親を探す試みを完全に排除することなく、「目立たないように出産する」ための施設を提供することを提案するものである。第二の主眼は、匿名出産がもたらす倫理的ジレンマは、「孝行する子」と「悩める母」のそれぞれ別の権利の衝突から生じる対立を解決する必要から生じるものではなく、より根本的な二つの価値観の対立から生じるものもあると考えた。このジレンマに直面したとき、第一の関心事は子ども生命と発達の保護でなければならぬと彼らは主張した。そのため、匿名で出産することは、倫理的な見地から完全に合法的であり、受け入れられると考えた。また、ドイツでは、新生児の遺棄が増加していることから、約 2 年前にハンブルクで、母親が子どもを預けてベルを鳴らし、身分を明かさず立ち去ることができた。そのテム「ベビーボックス」(Babyklappe) が初めて設置された。その後、他の町でも「ベビーボックス」が設置されている。2002 年 5 月、匿名出産に関する法案が連邦議会で否決された。2002 年 6 月 21 日、バーデン・ヴュルテンベルク州は連邦議院にさらなる法案を提出し、連邦議会に提出するために関連委員会に提出された。ハンガリ

一では、母親が新生児を病院内の監視のない特別な部屋に置き去りにすることで、匿名性を保つことを決定している。

法律

I. 政府の予備的異議申し立て

20. 政府は大法廷に対し、同法廷の管轄認容決定を見直すよう求めた。彼らは、行政文書アクセス委員会 (CADA) が申請者に実母の識別情報を提供することを拒否した場合、行政裁判所による司法審査を求めるべきだと主張した (本事件に関する 2001 年 10 月 16 日の裁判所の許可決定における「関連国内法および実務」参照)。したがって、出産時に自分の身元を秘密にする母親の権利を確立し保護する国内法の規定は、その救済措置が成功する見込みがないことを意味するが、申請者は、フランスの法制度で直接適用される条約の規定と国内法の不適合の疑いがあることを主張することができた。

21. 当裁判所は、2001 年 10 月 16 日の決定において、大法廷が今回提出した異議申し立てと同じであった国内救済措置の不徹底という政府の予備的異議申し立てを、次のように却下したことを確認する。

"行政文書へのアクセス権に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78753 号は、同法の第 6 項および第 6 bis 項に基づいて当局から情報提供を求められた者が、CADA に申請する権利を与えていることに当裁判所は留意する。しかし、同機関が発表した意見書から明らかなように、母親が自分の身元を秘密にすることを希望すると明示した場合、当局が保有する文書の開示は拒否されることになる。その後、行政裁判所に申請しても、前述の法律第 6 条で保護されている法定秘密保持権のため、やはり無効となる。したがって、政府が言及した救済策が「有効」であることを示す説得力のある説明が政府から限られ、また、実母の秘密保持の要求の明白な性質を考慮すると、裁判所は、申請者が自由に使える救済策は、即時のケースでは、通常の救済策ではなく、人間としてのアイデンティティの詳細を得ることを可能にするために十分であると判断する。"

22. 裁判所は、条約第 35 条第 4 項に基づき、大法廷が適切な場合に申請の受理可能性に関する問題を決定することを妨げないことを再確認する。同条項は、裁判所が「手続のいかなる段階においても」受理不能と考える申請を却下することを可能にするからである。したがって、本案段階であっても、裁判所規則第 55 条に従い、裁判所は、条約第 35 条の最初の 3 段落で与えられた理由の 1 つにより、許容できないと宣言されるべきであったと結論づける場合、申請を許

容すると宣言する決定を再考することができる (Pisano v. Italy [GC] (strike out), no.36732/97, § 34, 24 October 2002 を参照)。

23. しかし、条約によって保証された権利と自由を実施し執行する国家当局の責任にかかわらず、当裁判所は、政府自身が認められているように、秘密保持の権利についての法定の保護により、そのような申請は失敗するに決まっていたため、行政裁判所に訴えを起こさなかったことについて、この事件の申請者に批判が及ぶことはないという見解に立つものである。政府は、実母の身元を確認しようとする申請者の決意を知らないわけではなく、補完性の原則の特に広い解釈に依拠して、条約第 8 条に基づく権利の侵害を主張しなかった申請者を非難することはできない。これらの権利は国内法で認められておらず、一定の条件付きで認められたのは、申請者が委員会に申請してからほぼ 4 年後の 2002 年 1 月 22 日の法律 (上記 17 項参照) の採択以降である。このような状況において、当裁判所は、政府が本法廷で提起した予備的異議申し立てを却下した決定を再考する理由を見いだすことはできない。

II. 条約第 8 条違反の疑い

24. 申請者は、実の家族に関する識別情報を得ることができず、それによって自分の個人的な歴史を知ることが妨げられると訴えた。彼女は、次のように規定する条約第 8 条の侵害を主張した。

1 すべての者は、その私のおよび家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社會において必要なもの以外のいかなる公的機関による介入もあってはならない。(ヨーロッパ評議会訳)

A. 第 8 条の適用範囲

1. 当事者の提出物

25. 申請者は、自分の歴史と子ども時代の歴史に個人的な側面に関する情報の要求が、条約第 8 条の範囲に含まれると主張した。基本的なアイデンティティを確立することは、彼女の「私生活」だけでなく、実の家族との「家族生活」にも不可欠な要素であり、フランスの法律で阻止されなければならないならば、感情的なつながりを築くことを希望した。

26. 政府は、第 8 条の家族生活に対する尊重の権利の保障は、家族の存在を前提として主張し、後者の可能性を排除した (Marckx v. Belgium, judgment of 13 June 1979, Series A no. 31 を参照)。

判例は、「家族」の様々な構成員間の同居を要求していないが、少なくとも密接な個人的関係がなければならぬ。2人の人間の間に感情的な関係があり、その関係を追求したいという願望があることを示す絆の存在は、条約機関に関する限り、不可欠であった。条約機関は、関係者の間に密接な個人的関係がない場合、単なる生物学的なつながりは、第 8 条の意味における家族生活を構成するには不十分であるとさえ述べていた。したがって、委員会は、ある人が人工授精によって女性が妊娠できるようにするために精子を提供した状況は、それ自体、提供者に子との家族生活を尊重する権利を与えるものではないとの見解を示していた (M. v. the Netherlands, no. 16944/90, Commission decision of 8 February 1993, Decision and Reports 74, p. 120 を参照)。この事件では、政府は、申請者は母親に会ったことがなく、母親は申請者に関心を示したり、自分の子どもとも見なしたりしたことがなかったため、条約第 8 条の意味における家族生活は申請者とその実母との間には存在しないと主張した。申請者の実母は、申請者を放棄する意思を明示し、他者による養子縁組に同意していた。申請者の養父母との家庭生活のみが第 8 条の範囲に入ることができる。

27. 政府は、条約第 8 条にも言及されている私生活の概念が、時として、人の身体的または社会的アイデンティティの確立を可能にする情報を包含する可能性があることを否定しなかった。Gaskin v. the United Kingdom (judgment of 7 July 1989, Series A no. 160) では、幼少期に保護された申請者は、保護手続きに関係するすべての人の報告を含む地方自治体によって編集された機密ケース記録を参照したいと希望していた。しかし、(人工授精に)貢献したものの中には、秘密裏に提供した情報を提供することを拒否する者もいたため、申請者は自分のファイルにあるすべての情報にアクセスすることはできなかった。今回のケースでは、フランス国は申請者に情報を提供することを拒否したわけではなく、当初から身元を開示することを拒否していた母親を考慮した。Gaskin の場合と同様に、本事件の申請者は 2 つの競合する利益、すなわち、自分の出自を知りたいという申請者の利益と、当初から申請者の母親とみなされることを望まなかった女性の私生活を守るための利益に関するものだった。しかし、申請者の要求は、大人になって初めてその存在を知り、会ったことのない兄弟と連絡を取ることが目的であったため、「(自分の)子ども時代、発達、歴史に関する極めて個人的な側面」についての情

報には関係なかったのである。政府は、結論として、申請者の要求は、母親の遺棄の決定により出生以来分離されている自然家族に関連する情報であるため、条約第 8 条にいう「私生活」の範囲に含まれないとした。

2. 裁判所の評価

28. 本件において、裁判所は、申請人の目的が、養父母との関係を問うことではなく、実の両親と兄弟の身元を含め、自分が生まれ、捨てられた状況を知ることであることに留意する。そのため、生物学的真実の名の下に、自分の個人史を知る権利があるという申請者の主張は、自分の出自および関連する識別データに関する情報にアクセスできないことに基づいているため、家庭生活ではなく、私生活の観点からこの事件を検討する必要があると考える。

29. 裁判所はその関連で、「第 8 条は、アイデンティティと人格形成の権利、および他の人間や外界との関係を確立し発展させる権利を保護するものである」と繰り返し述べている。…精神的安定の保持は、私生活を尊重する権利に効果的に享受するための不可欠な前提条件である」(Bensaid v. the United Kingdom, no. 44599/98, § 47, ECHR 2001-I を参照)。個人の発達に関連する事項には、人間としてのアイデンティティの詳細や、両親のアイデンティティなど個人のアイデンティティの重要な側面に関する真実を発見するために必要な情報を得るという条約が保護する重要な利益が含まれる。(Mikulic v. Croatia, no. 53176/99, §§54 and 64, ECHR 2002-I を参照のこと)。出生、特に子どもが生まれる状況は、条約第 8 条によって保証される子ども、ひいては成人の私生活の一部を形成している。したがって、この規定は、本件に適用される。

B. 第 8 条への対応

1. 当事者の提出物

(a) 申請者

30. 申請者は、子どもの権利を擁護していると述べた。フランスでは、母親が存在しないかのように振る舞うことが可能であったが、世界のほとんどの国では、出産は自動的に母親と彼女がこの世に生んだ子どもとの間に親としての絆を生み出すのである。法律上のフイクションであり、また、申請者が明示的に守秘義務を求めていたため、申請者の母親は出産していませんとみなされた。申請者は、元の身元を知らないで生活することがいかに困難であるかを説明し、機密保持のためのシステムによって一般市民としての生活が恣意的に妨害されただけでなく、要求された情報がファイルにあるにもかかわらず開示を拒否したことによる国内当局の責任ある失敗を訴えた。

31. 申請者は、匿名で出産することは女性の権利ではなく、失敗を認めることであると主張した。申請者は、出産とその身元を機密にすることを求める女性は、主に自律性の欠如、若さに関する問題、就職市場へのアクセスの困難さ、ひとり親家庭の孤立と経済的苦境、家庭内暴力によってそのような立場に置かれるのだと述べた。母子の健康への懸念は、子どもに出自を知られないようにする機密保持の権利に頼る必要なく、対処することができ。ほとんどの場合、子どもは世話をすることができない母親の苦痛は、匿名を約束することができなく、必要な援助を提供したり、子どもを養子に出すことができようようにすることで軽減することができ。女性が子どもを捨てた後に自分の気持ちを表現しない時代は終わったのである。多くの女性が団体を結成するようになった。社会は、彼女たちの体験談から、その後が続くトラウマを知ることになったのである。見た目は裏腹に、子どもは「心の投資(感情移入)」の状態にあることが多く、ページをめくることがなく、何事もなかったかのように人生が進むこともなかった。嬰兒殺しを防ぐために母親を安心させる必要があるという議論は過去のもので、匿名出産を認めていない国の状況を調べても説得力がない。母子の健康は、多くの国で、子どもが自分の出自を知ることができないような守秘義務に頼ることなく守られている。

32. 申請者の提出した資料では、子どもが保護され、迅速に養子縁組ができたという事実は、母親が匿名を要求したかどうかにかか

ならず、それらの結果は子どもの遺棄から直接生じたものであり、機密保持の問題とは全く関係がない。過去の養子にもは養子にしやすさという考えを助長してきたのは、特定の養親や養子縁組業者の不合理的な恐怖心であった。しかし、養父母は、完全な養子縁組命令による法的な親子関係は取り消せないということを再認識すれば、容易に安心できる。感情的な結びつきについては、養父母が、子どもが実の両親を知りたがっていることを理解し、それをサポートすることで、より強固なものになると思われる。

33. その結果、「匿名で出産する権利」を「事後的に放棄できる機密保持の権利」に置き換えるという提案がなされたのである。しかし、女性の自由は子どもの自由が始まる場所で終わってしまうのではないだろうか。申請者は、事件記録へのアクセスを出産した母親の同意を得ることを条件とするシステムは、出産した母親が回答しないか同意を保留した場合に記録へのアクセスに関する最終決定を行う責任を独立した機関に負わせる場合のみ比例原則を遵守するという *Gaskin* 原則に言及した。申請者の提出によれば、子孫繁栄の責任を強調する社会では、たとえ母親の役割を引き受けることを望まないとしても、母性を否定することができない天然の母親は、*Gaskin* で言及された第三者である精子提供者と同じ保護を必ずしも受けるに値しない。この事件では、母親を追跡し、彼女がいまだに娘との面会を拒否しているかどうかを確認するための手配は、今のところなされていない。2002年1月22日の法律で、そのような手続きの設定が提案されたが、それはすでに起こった害を軽減することにはならない。しかし、申請者の意見では、さらに悪いことに、新法は秘密出産の概念を再確認し、母親の機密保持の権利が徹底的に再定義されたという事実がある。立法府は、匿名の両親から生まれた子どもの主張を阻止しようと努め、表明された目的と最も一致しない道を選んだのである。フランスはこの法律で、秘密主義の厳しさを和らげることなく、攻勢をかわすことに成功したのである。しかし、この法律では、母親を探す権利が1つ追加されただけで、その検査は「個人の出自に関する情報の公開に関する全国協議会」を通じて行わなければならない。2002年の法律で定められた制度は、このように、子どもの権利を明らかに蔑ろにして、母親の主張する利益を盲目的に優先することを示し続けていた。協議会は、母親の拒否の理由を分析し、それが正当かどうかを評価する権限を持たず、何よりも不当と思われる拒否を無視することができなかった。また、母親が同意を拒み続ければ、関連する利害を衡量した上で機密情報を開示するという最終決定を下すことはできない。このように、新しく改正された法律のもとでは、母親の機密保持の法的権利はその

ままで、比例原則と相容れないため、引き続き条約の規定に反しているのである。

34. 申請者は、私生活を尊重する権利により、自分のプロフィールへのアクセス権に対して、前出の *Gaskin* の申請者よりもさらにメリットのある要求があると主張した。この事件では、裁判所は、子どもとその両親の一方の権利が競合する紛争において子どもにも有利な判決を下し、子どもをその個人的アイデンティティに関する長期の不確実性の状態に置いたクロアチアの裁判所の非効率性を非難していたのである。

35. 最後に、申請人は、フランスがこの問題に関して(欧州評議会加盟国の中で)孤立した姿勢をとっていることを批判した。確かに、医療補助による子作りによって生まれた子どもの権利と精子提供者に約束された匿名性との対立を扱った *X, Y, Z 対イギリス* (1997年4月22日判決、判決・決定報告1997-II)において、裁判所は、この問題に関する法律が過渡期にあつたため、被告国には広い裁量の余地があると判断している。子どものもっとの最善の利益に関わるにもかかわらず、欧州評議会の加盟国が共有するこの問題についての見解と異なることを選択した場合、国家に裁量の余地を与えることはできないのである。2002年1月22日の法律制定後も、匿名で出産する権利に関するフランスの法律がそのような状況であつた。

(b) 政府

36. 政府は、出産とその身分を秘密にすることを要求する女性の権利は、民法341条1項によって規定されており、法律で定められた干渉に相当する、と主張した。この干渉は、子どもを育てる手段を持たない母親の苦痛を和らげるという正当な目的を追求するものである。フランス国家は、彼女たちに秘密保持の選択肢を与えないで、そのような立場にある女性が、子どもの必要性に対処できないうれなく、そのような付随するリスクを抱えながら一人で出産するのではなく、有利な条件で出産することを奨励しようとしたのである。このような苦悩の状況は、フランスでは決して珍しいものではなく、この(身元不明の母親からの)出産は、年間約600件)政府は、申請者の実母が身元を秘密にすることを要求する決定を下した1960年代まで、フランスでは避妊も中絶も合法でなかつたことを認めた。現在では、匿名で出産することを選択する女性の主なカテゴリーは3つあつた：まだ自立していない若い女性、結婚以外の妊娠が大きなき不名誉である北アフリカやサハラ以南のアフリカ社会に由来するイスラム教徒の家庭でまだ両親と暮らしている若い女性、経済的に困難な孤立した女性(若い女性は多くの25歳以下で、シングルマ

ザであり、高齢者の多くは、多くの場合、35歳以上、分離または離婚、見捨てられ、中にはDV被害者で、世話をする子どもが数名いた。何が女性を守秘義務に駆り立てるのかについて、政府は、供述された理由が、レイプや近親相姦など、より深刻な問題を隠していることがあり、そのことは当事者によって必ずしも明らかにならないと述べた。

このように、政府によれば、この制度は母親と子どもの健康を考慮し、公衆衛生上の目的を追求するものであり、母親の私生活を保護することによって、他の人々の権利と自由を守ることができる。その結果、母親は適切な医療施設の恩恵を受け、子どもは必要なケアを受け、子どもが保護されたことは、遅滞なく養子縁組をすることができたということがある。

37. 干渉の比例性に関して、政府は、子どもがその身元に関する情報を入力することを要求することは、すべての女性が母親としての役割を拒否したり、子どもの責任を引き受けるために享受する自由と衝突する可能性があるとして述べた。フランスの法律では、母性は私生活の側面と考えられており、その点で法的な保護を受けている(民法第9条)。この規定に基づき、カセイション裁判所は、女性の状態が公衆の面前で確認できるにもかかわらず、妊娠しているという情報を本人の同意なく公表することは、私生活尊重の権利の侵害であると判断していた。Gaskin事件の判決で、裁判所は、信頼できる情報を入力し、第三者を保護するためには、公式ファイルの機密保持が重要であると繰り返し述べていた。また、裁判所は、国の評価の余地の観点から、精子提供者の同意を得ることを条件に記録へのアクセスを可能にするシステムは、原則として第8条と両立し得るとしたのである。このように、2つの私的利益が対立する場合は、国は裁量の余地を享受したのである。子どもの出自に関する情報へのアクセスという問題に関して、欧州のコンセンサスが存在しないという事実によって、このマージンが拡大されたのである。政府は、伝統的にイタリアとルクセンブルグだけがフランスと一緒にあって、出産時に母親の身元を隠すことを認めてきたと主張した。その他の国では、近年、法律が母親の匿名出産を認めていない様々な国で、制度の変更の可能性を視野に入れた議論が始まっている。ベルギーでは、妊婦が出産を秘密にすることを要求できるようにする法案が1999年9月30日に上院に提出され、2002年5月28日に修正されて再提案された。ドイツでは、匿名出産を規制する法案を2002年6月に提出している。オーストリアでは、2001年3月7日の法律と6月27日の政令により、匿名出産が解禁されたようである。

38. 政府は、2002年の法律が採択される以前から、フランスの法律は、3つの点で競合する利益を調整することを求めていることを確認した。

(i) 母親が子どもの誕生に責任を持つことを奨励しようとすることで

心理的・社会的支援を提供する代替システムは、母親が困難な状況に置かれているにもかかわらず、子どもを引き取ることを奨励するために、長い間法律によって確立されていたのである。旧家族法の第62条では、母親が自分で子どもを育てるために利用できるさまざまな手段を知らせる義務が社会福祉サービスに課せられていた。また、社会福祉事業者は、母親が子どもを引き取りたい場合に遵守しなければならぬ期限や条件について知らせる義務を負っていた。

(ii) 当該児童が一定の情報にアクセスできるようにすること。

1978年7月17日に制定された法律により、捨て子や養子も母親、父親、その他の実の家族に関する特定できない情報を得ることができ、さらに、自分たちの歴史を再構築することができるようになった。

(iii) 母親が守秘義務を放棄することができ、これを規定することにより

1996年7月5日に法律が制定されて以来、家族法第62条に基づいて機密保持を要求した母親に対して、身元を特定しない情報を提供することに加えて、デパートメント評議会の会長に連絡すれば身元を明らかにできることを伝え、子どもやその子孫から明確に要求されるまでその身元を秘密にすることができるよう規定されているため、母親が機密保持要求に対する決定を放棄しやすくなった。

これらの規定を通じて、国内法は、出産を公表しないという女性の利益と、自分の出自に関する情報にアクセスできるという子どもの利益の間で、慎重なバランスを取っていた。

39. 政府は最後に、2002年の法律により、秘密保持の放棄を確保する見込みがかなり強化された制度を提出した。申請者は、新しい法律の規定を利用し、個人の出自に関する情報へのアクセスに関する全国協議会に申請する自由がある。フランス国は、子どもの出自に関する情報へのアクセスを規制することで子どもの利益を考慮しつつ、母親が守秘義務を放棄することを容易にしたため、この法律の下で確立された機構は、裁判所の判例に含まれる比例要件を満たした。まず、母親は、出産後すぐに、身元を特定できない情報とともに封書に入れ、子どもが希望すればそれにアクセスできるようにするよう求められた。次に、母親を探し出し、その身元を子どもにも開示することに同意を求め、かなりの努力が払われた。また

た、自分の出自を探そうとする人と実の両親の両方に対して、専門家の援助を利用することができた。したがって、政府は、競合する利害の間で公正なバランスが取られているとの意見を提出した。

2. 裁判所の評価

40. 裁判所は、第8条の目的は本質的に公的機関による恣意的な干渉から個人を保護することであるが、単にそのような干渉を避けることを国に強制するものではなく、この主として否定的な約束に加え、私生活を効果的に尊重することに固有の肯定的義務が存在しうることを改めて指摘する。このような義務は、個人間の関係の領域においても、私生活の尊重を確保するために設計された措置を採用することを含む場合がある (*X and Y v. the Netherlands*, judgment of 26 March 1985, Series A no. 91, p.11, § 23 参照)。第8条に基づく国家の積極的義務と消極的義務の境界は、正確な定義には適さない。それにもかかわらず、適用される原則は類似している。特に、どちらの場合にも、競合する利益の間でとられるべき公正なバランスに留意しなければならず、どちらの文脈においても、国は一定の鑑賞の余地を享受する (前掲 *Mikulic*, §58 参照)。

41. 申請人は、フランスがその法制度によって私生活の尊重を保護していないと訴えた。この法制度は、実母が守秘義務を要求した場合、母性確立のための訴訟を起こすことを完全に排除し、とりわけ、児童福祉局やその他のその情報にアクセスできる機関が母親の識別情報を伝えることを禁止していた。

42. 裁判所の意見では、人々は「条約によって保護されている自分の幼年期と初期の発達を知り、理解するために必要な情報を受け取るという重要な利益を有している」のである。Gaskin氏が、社会サービスによって保持されている自分に関する事件記録へのアクセスを求めた申請 (Gaskin氏は、国の保護下にあってきたときに受けたという不当な扱いの結果、心理的外傷に苦しんでいた) に関して、裁判所は次のように述べている。

「公文書の機密性は、客観的で信頼できる情報を得るために重要であり、... その機密性は、第三者の保護のために必要であることもある。後者の観点からは、英国のように記録へのアクセスを精子提供者の同意に依存させる制度は、国の裁量の余地を考慮すると、原則として第8条の義務に適合すると考えられることができる。しかし、裁判所は、このような制度の下では、記録を登記したものが回答しないか、不当に同意を拒否した場合に、私生活や家庭生活に関連する記録へのアクセスを求める個人の利益が確保されなければならないと考えている。このような制度は、記録の登記者が回答しないか同意を保留した場合に、アクセス権を付与しなければならぬかどうかを独立した当局が最終的に決定することを定めていれば、比例原則に適合しているといえる。

(前掲 *Gaskin*, p.20, § 49; また、*M.G. v. the United Kingdom*, no.39393/98, § 27, 24 September 2002)

前出の *Mikulic* では、申請者である5歳の少女は、母親と一緒に起訴された父子関係訴訟の期間が長く、裁判所がDNA検査実施のための裁判所命令に父親とされる者に従わせることを可能にするクロアチア法の下で利用できる手続き手段がないことを訴えた。裁判所は、個人のアイデンティティの重要な側面に関する真実を明らかにするために必要な情報を受け取るという人の重大な利益と、医療検査のために自らを利用することを強制されることを拒否するという第三者の利益とを比較検討した。その結果、国には、独立した機関が父子関係を迅速に判断できるような代替手段を確立する義務があると判断した。そして、個人のアイデンティティについて長期にわたる不確実な状態に置かれた申請者の利益に関して、比例原則の違反があったと判断した (§64-66)。

43. 裁判所は、Mr Gaskin と Miss Mikulic が申請者とは異なる状況にあつたことを観察する。自分の出自と実の両親の身元に関する情報へのアクセスという問題は、養育中の子どもに関する事件記録へのアクセスや父子関係の疑いのある証拠へのアクセスと同じ性質のものではない。本事件の申請者は養子であり、出生時に捨てられた実母である他人を追跡しようとしており、その相手は出生に関する情報を秘密にするよう明示的に要求している人物である。

44. 条約第8条の「すべての人」という表現は、子どもと母親の両方に適用される。一方、人は自分の出自を知る権利を有し、その権利は私生活の概念の範囲の広い解釈から導き出されるものである。児童の個人的発達における重要な利益もまた、条約の一般的スキームにおいて広く認められている (他の多くの当局の中でも、*Johansen v. Norway*, judgment of 7 August 1996, Reports 1996-III, p. 1008, § 78; *Mikulic*, cited above, § 64; and *Kuzner v. Germany*, no.46544/99, § 66, ECHR 2002-I)。他方、適切な医療条件で出産することで健康を守るために匿名であることを望む女性の利益を否定することはできない。本件では、申請人の母親はクリニクで赤ちゃんに会うこともなく、全く無関心で二人の別れを迎えていたようである (上記パラグラフ 12 参照)。また、その後、娘に会いたいという願望を少しも表明しなかったとされている。裁判所の仕事は、その行為の当否を判断することではなく、単にそれを注意することである。さらに、この2つの私的利益は、大人と子どもではなく、それぞれが自由意志を持つ2人の大人に関するものであるため、簡単に調和させることはできない。

このような利害の対立に加え、匿名出産の問題は、第三者（基本的に養父母、父親、その他の自然家族のメンバー）の保護の問題と切り離して扱うことはできない。その関連で、申請者は現在 38 歳であり、4 歳で養子に出されたこと、合意によらない開示は、母親自身だけでなく、申請者を育てた養父母、実父、兄弟にもかかりのリスクを伴い、各々が私生活と家族生活を尊重する権利を有することに留意しなければならぬ。

45. また、フランスの立法府は一貫して、妊娠・出産時の母子の健康を守り、中絶、特に違法な中絶や、正規の手続き以外で子どもが捨てられることを避けようとしてきたため、一般の利害も絡んでいる。このように、条約が保障する上位の価値である生命尊重の権利は、フランスの制度が追求する目的の 1 つである。

このような状況において、裁判所が答えなければならぬ問題、すなわち、知る権利は開示する義務を意味するのか、という問題の全容は、2002 年 1 月 22 日の法律の検討、特に国の裁量に関する検討において見出される。 - は、2002 年 1 月 22 日の法律、特に国の鑑賞の余地に関する検討の中で見出されるものである。

46. 裁判所は、個人間の関係において第 8 条の遵守を確保するために計算された手段の選択は、原則として締約国の鑑賞の余地の範囲内にある問題であることを改めて指摘する。この関連で、「私生活の尊重」を確保する方法は様々であり、国の義務の性質は、問題となっている私生活の特定の側面に依存する（前掲 X および Y 対オランダ、12 頁、24 条参照）。

47. 裁判所は、ほとんどの締約国が、少なくとも、実の母親が自分の身分をこの世に生んだ子どもに秘密にし続ける場合、子どもが実の母親と親としての関係を築くことが永久にできないことに関して、フランスで適用されている法律に匹敵する法律を有していないことを観察する。しかし、国によっては、実の親が子どもの出生時に身分を申告する義務を課していないこと、また、他の様々な国で子どもを遺棄事件が発生し、匿名で出産する権利について改めて議論がなされていることに言及している。法制度や伝統の違いによる実践の多様性だけでなく、子どもを捨てるためにさまざまな手段が取られているという事実を鑑み、裁判所は、条約が保障する権利がその管轄内のすべての人に確保されることを保証するためにどのような措置が適切かを決定する裁量を国家に与えなければならぬと結論づける。

48. 裁判所は、本事例において、申請者は、第三者の利益の保護を確保しつつ、自分のルーツの一部をたどることを可能にする母親

と実の家族に関して、名前は特定されなにかたちでの情報へのアクセスが与えられたと観察する。

49. さらに、フランスでは、母親が匿名で出産できるという原則を維持しつつ、2002 年 1 月 22 日の法律制定以前から、母親が守秘義務を放棄することに同意する見込みがあることを、最近設定したシステムにより改善した。この新しい法律は、個人の生物学的起源に関する情報の検索を容易にするもので、個人の起源に関する情報のアクセスに関する全国協議会が設立された。この協議会は、国家法務局のメンバー、法律の主題に関心を持つ団体の代表者、問題に関して実践的な知識を持つ専門家から構成される独立した機関である。この法律はすでに施行されており、申請者は、母親の保護の必要性と申請者の正当な要求が公平に調整されるように、母親の同意を得ることを条件に、母親の身元開示を要求するためにこの法律を利用して設置された新しい審議会を通じて、申請者が求めている情報を入手できる可能性は排除できない。

このように、フランスの法律は、競合する利益の間でバランスを取り、十分な割合を確保しようとするものである。当裁判所は、この関連で、これらの利害を調整するという目的を達成するために最も適していると考えられる手段を決定することが国家に許されなければならぬことを指摘する。全体として、当裁判所は、自分の出に関する情報の入手という問題の複雑かつ繊細な性質、すなわち、自分の個人的な歴史、実の両親の選択、既存の家族の絆、養父母を知る権利に関わる問題を考慮し、フランスが許容されるべきマージンを踏み越えていないと判断する。

その結果、条約第 8 条の違反はなかった。

III. 第 8 条と連動する条約第 14 条の違反の疑い

50. 申請人は、フランスで保護されている秘密保持は、条約第 14 条が規定する適合しない出生を理由とする差別に相当すると主張した。

¹⁴この条約に定める権利および自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、民族的少数者への所属、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。(「ヨーロッパ評議会訳」)

51. 申請者は、この禁止令のために、養子縁組の結果得られるかもしれない利益とは無関係に、実母から財産を受け取る能力を制限された犠牲者であると主張した。彼女は *Marcker* (前出) に依拠し、

同裁判所が、この事件の申請者が親の絆の絆の性質だけを理由に相続権を完全に否定されるのは差別的であると判断したと述べた。

52. 政府は、このケースでは扱いに差はなかったと述べた。母親に捨てられた子どもの状況は、親が責任を負う他の子どもの状況とは比較にならない。批判されるのは、民法第341条第1項に規定されるような状況で生まれた子どもの間で扱いに差がある場合だけである。しかし、そのようなことはなく、母親が身元を秘密にするよう求めた後、自分の出自を知ることが望むすべての子どもにも同じ規則が適用されたのである。

53. 政府は、仮に裁判所が、母親の求めに応じて子どももの出自に関する情報を開示しなかったことにより、子どもが出生を理由とする差別を受けたと認定した場合、民法341条1項は正当な目的を追求しており、使用した手段と追求した目的との間に合理的な比例関係があるため、取り扱いは正当であるとするとする代替案を提出した。この点に関して、政府はこれまでの主張を参照した。

54. 当裁判所は、条約機関の確立された判例法によれば、第14条は、条約及びその議定書の他の実体的規定を補充するものにはすぎないことを再確認する。第14条は、これらの規定によって保護される「権利及び自由の享有」との関係においてのみ効力を有するので、独立した存在を有しない。第14条の適用は、これらの規定の違反を前提とするものではなく、その限りにおいて自律的なものであるが、問題となる事実が後者の1つ以上の範囲に含まれない限り、その適用の余地はないであろう。当裁判所は、本件の事実が条約第8条の範囲内にあり（上記パラグラフ29参照）、それゆえ第14条が適用されることを確認する。

55. さらに、条約が保証する権利と自由の享受において、第14条は、客観的かつ合理的な正当化のない、同様の状況にある者の異なる扱いに対する保護を与えない（*Salgueiro Da Silva Mouta v. Portugal*, no. 33290/96, § 26, ECHR 1999-IX を参照のこと）。

56. 当裁判所は、条約第14条に基づく申請者の訴えの中心は、自分の出自を知ることができないことにあり、相続を請求できるような親の絆を確立したいという願望ではないことを指摘する。裁判所は、本事例の状況において、異なる観点から提示されているもの、母親の身元が開示されないことによって差別を受けたという申請者の訴えは、実質的には、条約第8条の下で既に検討した訴えと同じであると考えられる。いずれにせよ、裁判所は、申請者は、第一に、養父母との親密な関係、およびその財産と遺産に対する見込みのある利益を有しており、第二に、実母に関する自分の状況が実母との確

立した親密な関係を楽しむ子どもと同等であると主張できないことから、親族関係に関して差別を受けていないものと考えられる。

以上の理由により、当裁判所は、第8条と合わせて考慮した条約第14条の違反はなかったと判断する。

以上の理由により、裁判所

1. 政府の予備的異議申し立てを満場一致で棄却する。
2. 条約第8条の違反はなかったと、10票対7票で支持する。
3. 第8条と併せて考慮した条約第14条の違反はなかったと10票対7票で支持する。

英語とフランス語で行われ、2003年2月13日にストラスブールの人権ビルで行われた口頭弁論において発表された。

ルツイウス・ワイルドハーバー

社長

ポール・マホーニー

レジストラ

条約第45条第2項および裁判所規則第74条第2項に従い、以下の個別意見を本判決に付する。

- (a) Rozakis 氏の同意見。(省略)
- (b) Ress 氏の賛成意見に Küris 氏が加わる。(省略)
- (c) Greve 夫人の同意見。(省略)
- (d) Wildhaber 氏、Nicolas Bratza 氏、Bonello 氏、Loucaides 氏、Cabral Barreto 氏、Tulkens 氏及び Pellonpää 氏の共同反対意見。

L.W.

P.J.M.

ロザキ判事の同意見

私は、本件において条約第 8 条の違反はなかったという大法廷の多数決による結論に全面的に同意するものである。しかし、その結論に至った理由、特に本件の状況においてフランス国が享受した鑑賞の余地を多数派が重視する点については、異なる見解を述べたいと思う。(以下省略)

レズ

裁判官とクリーヌス裁判官の一致した意見

(翻訳)

私は多数派の推論に全面的に同意するが、1、2 点だけ強調しておきたいことがある。(以下省略)

グレーヴ裁判官の同意見

私は、この事件で多数派が到達した理由と結論を共有するが、それにもかかわらず、この事件が提起したいくつかの問題にさらに詳細に焦点を当てることが重要であると考ええる。(以下省略)

WILDHABER, Sir Nicolas BRATZA, BONELLO,
LOUCAIDES,

CABRAL BARRETO, TULKENS, PELLONPÄÄ の裁判官
の共同反対意見

(翻訳)

我々は、条約第 8 条の違反はなかったとすする多数派の意見に同意せず、その理由を説明したい。

1. この事件では、養父母との関係を問題にすることなく、申請者は、実の家族に関する識別情報の開示を受けることができず、それによって自分の個人史を知ることができなくなつたことを訴えた。完全な秘密保持の法的権利の結果、いかなる国内救済も失敗に終わるとい理由で政府の予備的異議を棄却した後 (判決のパラグラフ 23 参照)、裁判所は、第一に、条約第 8 条が適用されるかどうか、第二に、それが遵守されているかどうかを検討することになった。
2. 第 8 条の適用可能性に関して、裁判所はまず、申請者の目的が「養父母との関係を問うことではなく、実の両親と兄弟の身元を合

め、彼女 (が生まれ、捨てられた状況) を発見すること」であることから、「家庭生活ではなく、私生活の観点から事件を検討する必要がある」と判断した (判決 28 項を参照)。私たちは、親子関係に言及した多数派の家庭生活の概念は狭すぎると考えているが、いずれにせよ、事実を明らかに申請者の私生活の尊重の権利に関する問題を明らかにしている。裁判所は、本件において申請者の家庭生活の尊重の権利の侵害があったかどうかを検討する必要はなかったということに同意するものである。

3. したがって、裁判所が該当すると判断した唯一の私生活の問題に関しては、特に *Mikulic v. Croatia* (no. 53176/99, §§54 and 64, ECHR 2002-1) に従った大多数の意見に完全に同意する。"誕生、特に子どもが生まれる状況は、条約第 8 条によって保証される子どもの、ひいては成人の私生活の一部を形成する" (判決の 29 項を参照、*細目*)。裁判所が以前から認めているように、家庭生活尊重の権利には、個人的発達と自己実現の権利が含まれている。自分の出自に関する情報へのアクセスという問題は、その人のアイデンティティの本質に関わるものであるため、条約第 8 条によって保護される私生活の本質的な特徴を構成している。養子であっても、自分の出自に関する情報にアクセスし、それによって自分の個人的な歴史をたどる能力を獲得するのは条約が保障する権利の中心にある自由、ひいては人間の尊厳に関わる問題だからである。

4. すなわち、一方では、子どもがその出自に関する情報入手する権利であり、他方では、母親特有の、個人的な自律性に関わる一連の理由から、子どもも母親であることを秘密にする母親の権利である、という権利や利益が競合する状況である。また、妊娠中や出産時の母子の健康を守る必要性や、中絶や育児殺を防ぐ必要性など、他の利益も絡んでくることがある。

5. この事件では、第 8 条が単に恣意的な干渉を避けることを国家に義務付けるのではなく、「この主として否定的な約束に加え、私生活を効果的に尊重することに固有の肯定的な義務が存在し得る」(判決 40 項参照) ことを繰り返しながら、裁判所は、申請者の訴えは、国が条約の下で彼女の権利を干渉したというよりも、国が行動する義務を遵守していなかったということだと判断した。つまり、「(申請者の) 苦情の本質は、国が行動したことではなく、国が行動しなかったこと」 (*Airey v. Ireland*, judgment of 9 October 1979, Series A no. 32, p.17, § 32 参照) である。このような状況において、裁判所は、申請者の実母の身元に関する情報の要求を断つたとき、国が条約第 8 条に基づく積極的義務に違反していたかどうかを検討しなげればならなかった。したがって、その任務は、申請者の私生活を尊

重なる権利に対する干渉が追求された目的に比例しているかどうかを検証することではなく、個人の権利と共同体の権利の間で取られるべきバランスに関して、両方のケースで適用される原則に類似点があるとしても、国に課せられた義務が保護されるべき個人の権利を考慮して不当であったかどうかを調べることだった(参照 *Keegan v. Airlan* 1994年5月26日判決、シリーズA No.290, 19ページ, §49, および *クルーネン* *v. オランダ*, 1994年10月27日判決、シリーズA no.297-C, 56ページ, §31を参照)。

6. この問題を決定するために、裁判所は、競合する利益の間で公正なバランスが取られているかどうかを検討しなければならない。したがって、あるケースにおいて、どの利益が他の利益よりも絶対的に優先されなければならないかを決定する問題ではない。より具体的に言えば、裁判所は、競合する利益の重要性にかかわらず、結果がどうであれ、第8条の権利により、申請者が自分の出自に関する情報を入力することができたはずであるかどうか、逆に、問題の情報に対する申請者の要求の拒否が、母親の権利保護(あるいは、他の者の権利保護や公衆衛生の利益)のために正当であるかどうかを調べる必要はないのである。そして、「利益のバランス」テストを行い、今回のケースでフランスの制度が競合する権利と利益の間で合理的なバランスを取っていたかどうかを検証しなければならない。

7. これが問題の核心である。国内法および実務の結果、実務上も法律上も、本件では利益の均衡を図ることは不可能であった。実際には、フランス法は、母親の決定は、その決定の理由や正当性に関係なく、申請者による情報提供の要求に対する絶対的な防御を構成することを認めていた。どのような状況においても、母親の拒否は子どもを法的に拘束し、子どもは母親の一方的な決定に異議を唱える法的手段を持たない。このように、母親は、苦しんでいる子どもをこの世に送り出し、生涯母親を知ることがないことを宣告する裁量権をもっているのである。したがって、これは、競合する権利の間でバランスを確保するシステムではない。母親の絶対的な「拒否権」の効果によって、条約の一般的な方式で認められている子どもも権利 (*Johansen v. Norway*, judgment of 7 August 1996, *Reports of Judgments and Decisions* 1996-III, and *Kutzner v. Germany*, no.46544/99, ECHR 2002-Iを参照) は、完全に無視され、忘れ去られている。さらに、母親は同じ手段で第三者の権利、特に実父や兄弟姉妹の権利も麻痺させる可能性があり、これらも条約第8条によって保障される権利を奪われることになりかねない。これらの点を考慮すると、「裁判所は、本事例において、申請者は、第三者の利益の保護を確保しつつ、自分のルーツの一部をたどることを可能にする母親と妻

の家族に関して、名前は特定されなにかたちでの情報へのアクセスが与えられた」(判決48項参照)という多数意見の(フランス政府に対する)譲歩に満足することはできない。

8. 様々な点で、裁判所は、申請者が養子であるという事実を決定的なものとみなし(判決文の43、44、49項参照)、それによって、出生時に自分を捨てた実母を探することは、その状況において、余計なことであり、役に立たないとさえ示唆しているようである。私たちはそのような見解を共有することはできない。養子はしばしば、元の両親をたどることを自分の義務だと考えていることが示されている。たとえ養子であっても、自分の家族の出自について何らかの情報を得ることができない子どもは、ある種の苦しみを経験することになり、その苦しみは傷跡として残るかもしれない。また、多数派が依拠した養父母を保護する必要性についていえば、(養父母が)申請者の行為に反対していたことを示唆する資料は事件記録にはない。

9. 一般的利益に関して、裁判所は、特に違法な中絶を回避する必要性に依拠している(判決45項を参照)。しかし、現在のところ、匿名出産制度が廃止された場合に、中絶や嬰兒殺しの事例が増加する危険性があるという考え方を支持する信頼できるデータは存在しないことに留意されたい。さらに、そのリスクは、匿名出産制度を実施していない国で得られている状況に照らして評価されなければならない。フランスと同様の法律を持たない欧州評議会の大多数の国々で、中絶や嬰兒殺しの件数が増加しているということは、特に統計データによって証明されていない。多くの国で、そしてフランスでも、避妊と家族計画の発達は、親にならうとする人々の意識を高める上で重要な役割を果たしてきた。多数派が依拠する「条約が保障する上位の価値である生命尊重の権利」については、「したがって、フランスの制度が追求する目的の1つ」(45項本文参照)であるというが、そこに含意される命題、すなわち、欧州評議会のすべての国の中で、条約第2条が保障する生命尊重の権利を保障するのはフランスの制度だけである、ということを確認することはできない。

10. 最後に、多数派は、政府と同様に、国は個人間の関係において第8条の遵守を確保するために計算された手段の選択において裁量の余地を享受し、その余地は、法制度と伝統の間に見られる実践の多様性と親が子どもを放棄する間接手段に頼っているという事実の観点から、本件では裁量がより大きいという主張を行った(判決のパラグラフ46と47を参照)。

11. まず、裁量の余地そのものに目を向けると、その範囲は、関係する複数の権利に依存するだけでなく、各権利に関しては、関係

する利益の性質そのものにも依存することがある。したがって、私生活の権利のある側面はその権利の周辺的なものであるが、他の側面はその内核の一部を形成する。我々は、自律の権利 (*Pretty v. the United Kingdom*, no. 2346/02, § 61, ECHR 2002-III 参照) と発達の権利 (*Bensaid v. the United Kingdom*, no. 44599/98, § 47, ECHR 2001-I 参照) の必須条件であるアイデンティティに対する権利は、私生活の尊重に対する権利の内核に含まれるという意見を強く持っている。したがって、競合する利益を秤量する際には、最も公正な精査が要求される。

12. 第二に、我々の見解では、国内法間の共通項がないため、各国に裁量のマージンを与えなければならぬという提議は、裁判所自身が依拠する比較法の抽出物と単純に一致しない。したがって、法廷が指摘するように「欧州の国内法では、母親が匿名で出産する権利を持つことは比較のまれである」(判決文 19 項参照)。さらに、特定の国における現在の傾向は、「匿名で出産する権利とまではいかなくても、少なくとも『目立たないように』出産する権利」を受け入れられる方向にあると述べている。この 2 つは全く異なる状況である。

13. 実際、フランスで民法や家族・社会福祉法によって形式化・制度化されているように、母親の匿名性の保護 (秘密裏に出生し、秘密裏に子どもを捨てること) に有利な法制度は他の国にはない。政府も認めているように (判決 37 項参照)、出生証明書に母親の名前を記載することを義務づけていないのは、イタリア (民法 73 条) とルクセンブルグ (民法 57 条) の 2 カ国だけである。このような場合、守秘義務は出生証明書に記載された身分証明書にのみ適用され、後日、実母と子の間の母子相姦が成立することを妨げることはない。また、イタリアでは、1983 年に制定された養子縁組に関する法律で、司法当局が明示的に関示を許可しない限り、子どもの出自に関する秘密が保証されている。スペインでは、出生、死亡、結婚の登録簿に「母親不明」と記載することを母親に認めていた市民権法第 47 条が、1999 年 9 月 21 日の判決で最高裁判所により違憲とされた。

14. これに対して、「知る」権利を明示的に認めている国もある。ドイツでは、1989 年 1 月 31 日の判決で、連邦憲法裁判所が、尊厳と自由な発達に対する一般的権利に基づき人格の基本的権利として、誰もが自分の出自を知る権利を確立した。裁判所が判決で言及した「ベビーボックス」(*Babyklappe*) を提供する慣行は (パラグラフ 19 参照)、広くメディアの注目を集めたが、それでもなお限界的な現象であり、それを合法化する提案は鋭い批判を集めている。スイスでは、1992 年から連邦憲法のもとで、誰もが自分の出自を知る権

利が人格の権利として認められており、養子縁組の場合、市民権に関する条例の第 138 条は、出生証明書の原本に記載された情報を得ることに関する人は、州の監督当局の認可を得なければならぬと規定している。オランダでも同ルールが適用され、最高裁判所は 1994 年 4 月 15 日の *グアルケンホルスト* 判決で、妻の高親の元を知る権利を含む、子ども的人格に対する一般的権利を認め、この分野で、問題となるさまざまな権利と利益を秤量するプロセスへの扉を開けたのである。

15. 最後に、多数意見はコンセンサスの欠如を主張するが、コンセンサスの達成に決定的な役割を果たし、個々のケースで競合する権利間のバランスを確保しようとする様々な国際文書に言及するところがない。1989 年 11 月 20 日の国連子どもの権利条約は、子どもが出生時から「できる限り、その両親を知る権利」(第 7 条)を有すると規定している。同様に、フランスが批准している「児童の保護及び国間養子縁組に関する協力の関する 1993 年 5 月 29 日のハーグ条約」は、締約国の権限ある当局が、児童の出自に関する情報、特にその両親の身分に関する情報及び児童の病歴を保持することを確保しなければならないと規定している。また、権限のある当局は、当該国の法律により許される限りにおいて、適切な指導の下に、児童又はその代理人が当該情報にアクセスすることを確保することを要求される (第 30 条)。欧州評議会会議は、2000 年 1 月 26 日の勅告 1443 (2000) (「国際養子縁組：子どもの権利の尊重」) において、各国に対し、「養子が遅くとも成人した時点で自分の出自を知る権利を確保し、これに反する条項を国内法から排除する」よう要請した。

16. このような状況において、法制度や伝統の間の慣習の多様性を主張すること (さらには、単なる提案にすぎない議会法案を考慮すること) により、裁量の余地を正当化し、母親の身分を秘密にする絶対的権利を条約と両立すると宣言することで、多数意見はヨーロッパの合意に関する議論を逆手に取り、無意味なものとしている。条約によって保証された権利が、大多数の国で受け入れられている慣行を出発点として発展することを認める代わりに、事実上孤立した一国の慣行に言及して妥協的な解釈 (判決のパラグラフ 47 参照) を用いて、これらの権利に対する制限を正当化している。

17. 競合する利益の間で公正なバランスを取ることにに関して、我々は、*M.G. v. United Kingdom* (no. 39393/98, 24 September 2002) において裁判所が踏襲した *Gaskin v. the United Kingdom* (Judgment of 7 July 1989, Series A no. 160, p.20, § 49) において採用したアプローチが適切であると考える。

「裁判所の意見では、申請者の状況にある人は、条約によって保護されている、自分の子ども時代と初期の発達を知り、理解するために必要な情報を受け取るという重要な利益を有している。一方、客観的で信頼できる情報を得るためには、公文書の機密性が重要であり、そのような機密性は第三者の保護のためにも必要であることを念頭に置かなければならない。後者の観点からは、英国のように記録へのアクセスを記録の提出者の同意に依存させる制度は、国の敬重の余地を考慮すると、原則として第8条の義務に適合すると考えられることができる。しかし、裁判所は、このような制度の下では、記録の提出者がアクセスを求め、個人が利益を確保されなければならないことを、アクセスが回答しないか不当に同意を拒否した場合、私生活や家庭生活に関連する記録へのアクセスを付与しなければならぬかを独立した当局が最終的に決定することを規定していれば、比例原則に適合しているといえる。」

18. 匿名出生の制度が維持される場合、その種の独立した機関は、事件のすべての事実的および法的側面に基づき、敵対的な議論に続いて、情報へのアクセスを許可するかどうかを決定する権限を有するべきである。そのようなアクセスは、適切な場合には、条件付きまたは一定の手続きに従うことを条件とすることができる。現在の状況では、申請者の出生を知る権利を競合する権利や利益とバランスさせることができる仕組みがないため、必然的に母親の唯一の利益を優先させることになった。申請者の情報提供の要求は、競合する利益のパラバランスも教養の見込みもなく、完全かつ決定的に拒否された。

19. 法廷の多数意見は、「自分の出自と実の両親の身元に関する情報へのアクセス」の問題は、「養育中の子どもに関する事件記録」(Gaskin) や「父子関係に関する証拠」(Mikulic) へのアクセスと同じ性質のものではないとして、Gaskin と Mikulic を区別しようとしている (判決のパラグラフ 43 を参照)。我々は、多数意見が3つの事例の間に描いた区別が説得力のあるものとは思わないし、ましてや、本事例において裁判所が異なる結果を導き出すことを正当化する区別であるとは思わない。特に、Gaskin の問題は介護記録の情報へのアクセスのみに関するものであると主張することは、何が問題であったかを深刻に控えるにしているといえる。裁判所は判決で、ケースファイルが「申請者の子ども時代、発達、歴史の非常に個人的な側面に関する情報を含んでおり」、「彼の過去と形成期に関する彼の主要情報源となり得る」(Gaskin, 前掲, 15 ページ, §36) ことを認めている。さらに、本事例の状況が以前の事例とは異なる点と見なされるとしても、本申請者の出自を発見する利益は、裁判所が以前に考慮した利益と少なくとも同じくらい、そして間違いなく強いと思われる、競合する利益の公正なバランスにおいて、相対的に強い重みが与えられる必要がある。

20. 2002年1月22日付の養子および国の養護を受ける者による出自に関する情報の入手に関する法律2002-93号は、特に個人の出自に関する情報の入手のための全国協議会の設立を規定しており、競合する利益の間のバランスを回復する必要性を明確に認識している。秘密裏に出産する権利に疑問を投げかけるものではないが、自分の出自に関する情報へのアクセスという問題については、一歩前進したと言える。裁判所が判決で指摘したように、即時適用されるその法令は、母親の同意が得られることを条件に、「この点は重要である」と考えるが、申請者が母親の身元開示を要求できるようになった (判決第49項参照)。第一に、母親は識別情報を提供するよう求められるだけで、その義務はないこと (2002年1月22日の法律の第2節によって導入された社会活動および家族法典の第222条の6)、第二に、母親の死後も、身元が開示されることを常に拒否できること (2002年1月22日の法律の第1節によって導入された社会活動および家族法典の第147条の6)、が注目されるだろう。この新しい法律は、母親が同意を拒み続けた場合、競合する利益に照らして開示を命じる最終決定を下す権限を、設置された国民評議会 (またはその他の独立した機関) に与えておらず、それによって子どもは、本来の家族のアイデンティティを確立する権利を決定的に奪われている。自分の出自に関する情報入手する権利は、最終的には母親の裁量に委ねられるため、当初の不均衡は解消されない。さらに、申請書が委員会に提出されてから4年後に新しい法律が制定され (判決文の第23項参照)、申請者は現在38歳であることに留意するもの、大多数は2002年1月22日の法律制定前に存在した状況およびそれ以前に申請者がいかなる要求もできなかったことを考慮に入れている (前掲 M.C. v. United Kingdom, §31 を参照する)。

21. したがって、多数意見とは異なり、我々は、本件では、フランスの法律は、関係する利益の間の公正なバランスをとっておらず (罰金49項を参照)、条約第8条の違反があったと考える。したがって、我々は、第8条と合わせて考慮される条約第14条の下では、別個の問題は生じないと判断する。